

小児がん相談員の 育成と配置について

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

小児がんセンター 富澤 大輔
医療連携・患者支援センター 鈴木 彩

Ⅳ 小児がん中央機関の指定について

- 1 小児がんの中核的な機関を「小児がん中央機関」とし、厚生労働大臣が 相当と認めるものを指定する。
- 2 小児がん中央機関は、小児がん拠点病院連絡協議会を設置し、その運営の中心を担うこと。
- 3 厚生労働大臣が指定する小児がん中央機関は、拠点病院を牽引し、全国の小児がん診療の連携体制を整備し、医療及び支援の質を向上させるため、小児がん拠点病院連絡協議会の議論を踏まえ以下の役割を担うものとする。
 - (1)小児がん及びAYA世代で発症するがんに関する相談支援の向上に関する体制整備を行うこと。また、小児がん患者・経験者の発達段階に応じた長期的な支援のあり方について検討すること。
 - (2)小児がん及びAYA世代で発症するがんに関する情報を収集し、広く国民に提供すること。
 - (3)全国の小児がんに関する研究開発及び臨床研究の推進・支援を行うこと。
 - (4)小児がんの治験促進に向け、治験に関する情報提供を行い、国内の連携体制を整備すること。
 - (5)拠点病院、小児がん連携病院等に対する、中央病理診断等の診断、治療などの診療支援体制について協議すること。
 - (6)小児がん診療、相談支援や治験等に携わる者の育成に関する国内の体制整備を行うこと。
 - (7)小児がんの登録の体制の整備を行うこと。
 - (8)小児がん患者がその成長等に伴い全国どこに移住したとしても、切れ目ない長期フォローアップを受けることができる体制の整備を行うこと。
 - (9)(1)から(8)の業務にあたっては、患者、家族及び外部有識者等による検討を踏まえて行うこと。

小児がん中央機関 相談支援事業の役割

小児がん及びAYA世代で発症するがんに関する相談支援の向上に関する体制整備

相談支援部会を活用した相談支援体制の整備（NCCが行うがん情報提供・相談支援部会との連携）

相談支援に携わる者の育成に関する国内の体制整備

・相談支援センターの相談員に対する研修の実施

・研修を実施する研修の質の担保

これらを患者、家族及び外部有識者等による検討を踏まえて行う

小児がん患者・家族等が適切な段階に応じた長期的な支援のあり方についての検討

・長期に渡り支援可能な相談支援体制の整備

・患者が切れ目ない長期フォローアップを受け、相談支援が受けられる体制整備

切れ目ない長期フォローアップを受けることができる体制整備

・上記に対応できる相談員の育成

地域における拠点病院の役割について

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。

〈都道府県協議会の主な役割〉

(2) 都道府県全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、都道府県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

1 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

(中略)

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

小児がん拠点病院等の整備に関する指針

I 小児がん拠点病院の指定について

3 拠点病院は、地域における小児がん診療のさらなるネットワーク化をすすめ、適切な連携のもと小児がん医療及び支援を提供するため、地域ブロック協議会を設置し、その運営の中心を担うこと。地域ブロック協議会においては、拠点病院の他、地域における小児がん診療及び支援を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求め、次に掲げる事項について協議し実行すること。また、拠点病院の管理者はその役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。

健発0801第17号令和4年8月1日厚生労働省健康局長通知
「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

成人がん：都道府県単位
小児がん：ブロック単位



地域の中での連携体制の構築を
どのようにするか、検討が必要

I 小児がん拠点病院の指定について

(中略)

(5) 専門家による集学的治療及び緩和ケアの提供、心身の全身管理の実施、患者とその家族に対する心理社会的な支援の提供、適切な療育・教育環境の提供、遊びを含む日常的な活動の確保、セカンドオピニオンの体制の整備、患者及びその家族並びに診療従事者に対する相談支援体制の整備、医師等に対する研修の実施等を進めること。

(6) 当該地域ブロック協議会の意見を聴取した上で、Ⅲに定める小児がん連携病院の指定を行うこと。

(7) 小児がん連携病院等と役割分担及び連携を進め、生活する地域によらず患者のニーズに合った医療や支援を受けられるような環境を整備すること。

(8) **長期フォローアップに関して**、がんに対する経過観察、がん治療等による合併症や二次がん(注3)、**患者及びその家族の相談支援等**について、それぞれ当該地域内で対応可能な医療施設を明確にし、がん診療連携拠点病院等や、地域の医療機関との**連携体制を整備すること**。

(9) **当該地域ブロックにおける相談支援の充実のために**、地域ブロック協議会において相談支援に携わる者の連携する場(相談支援部会等)を設け、研修や情報収集等を含め**小児がん連携病院等との連携体制を整備すること**。

(後略)

健発0801第17号令和4年8月1日厚生労働省健康局長通知

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」<https://www.mhlw.go.jp/content/000972172.pdf>

がん相談支援センターについて

3 相談支援及び情報の収集提供

(1) がん相談支援センター

①から⑤に掲げる相談支援を行う機能を有する部門(以下「がん相談 支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、当該部門において、**アからシまでに**掲げる業務を行うこと。また、院内の見やすい場所にがん相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談支援センターについて積極的に広報すること。

小児がん患者及びAYA世代にあるがん患者に対しては、小児・AYA世代のがんに関する一般的な情報提供、療育・発達への支援等に加えて、ライフステージに応じた長期的な視点から、他の医療機関や行政機関、教育機関等と連携し、就学・就労・生殖医療等への相談対応や患者 活動への支援等の幅広い相談支援が必要となることに十分に留意すること。また、患者のみならず、患者のきょうだいを含めその家族に対する支援も行うこと。

①国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)による「がん相談支援センター相談員基礎研修」(1)(2)を受講後、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を修了した専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること。**相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、「小児がん拠点病院相談員継続研修」等により定期的な知識の更新に努めること**。なお、当該相談支援に携わる者は、看護師等の他、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

②患者やその家族に対し、必要に応じて院内の診療従事者が対応できるように、①に規定する者和其他の診療従事者が協働できる体制の整備を行うこと。

健発0801第17号令和4年8月1日厚生労働省健康局長通知

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」<https://www.mhlw.go.jp/content/000972172.pdf>

がん相談支援センターについて

③院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外の小児がん患者・AYA世代にある患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有する小児がん患者団体等との連携協力体制の構築に積極的に取り組むことが望ましい。

④小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン(注9)等の場を設けること。その際には、十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。

⑤がん相談支援センターについて、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。なお、がん治療の終了後も長期的に利用可能な旨も併せて説明すること。

〈がん相談支援センターの業務〉

ア 小児がんの病態、標準的治療法等小児がん診療等に関する一般的な情報の提供

イ 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、小児がん連携病院等及び診療従事者に関する情報の収集、提供

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ 小児・AYA世代のがん患者の発育、教育、就学、就労等の療養上の相談及び支援(なお、自施設での対応が困難な場合は、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センター等と連携を図り、適切に対応すること)

オ **がん・生殖医療に関する相談及び支援**

カ **長期フォローアップに関する相談及び支援**

キ **がんゲノム医療に関する相談及び支援**

ク **アピアランスケアに関する相談及び支援**

ケ **患者のきょうだいを含めその家族に対する支援**

コ **医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援**

サ 必要に応じて、小児がん連携病院や地域の医療機関等に対して相談支援に関する支援を行うこと

シ その他相談支援に関すること

健発0801第17号令和4年8月1日厚生労働省健康局長通知

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」<https://www.mhlw.go.jp/content/000972172.pdf>

小児がん拠点病院における人材育成

2 人材育成等

(1) 自施設において、1に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。

(2) 拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。

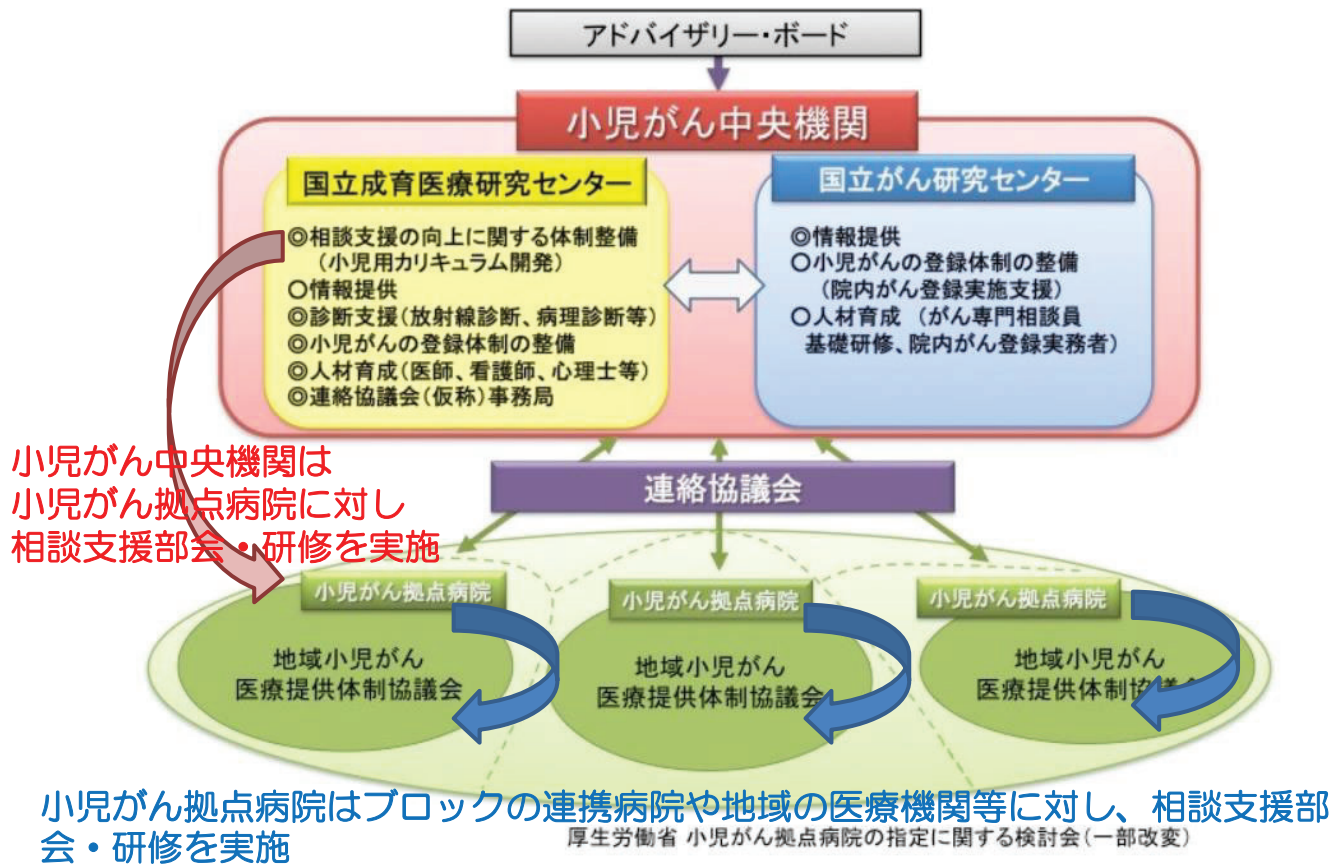
(3) **自施設の診療従事者等を中心に、小児がん対策の目的や意義、患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。**また、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。

(4) **小児がん連携病院や地域の医療機関等の多職種の診療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的開催し、人材育成等に努めること。**

健発0801第17号令和4年8月1日厚生労働省健康局長通知

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000972172.pdf>



全国の拠点病院が同じ質で実施できるよう中央機関が役割を果たす必要がある

小児がん拠点病院 相談支援センターの現状

病院名	2020年 相談件数	相談員支援センターの人員体制									小児がん専門 研修受講人数	
		職種			合計	常勤			非常勤			
		看護師	SW	その他		専従	専任	兼任	専従	専任		兼任
北海道大学病院	88	2	1		3	1		2				3
東北大学病院	185	4	2	4	10	1		9				9
埼玉県立小児医療センター	240	1	1	3	5	2	1	1	1			3
国立成育医療研究センター	559	1	2		3	1		2				3
東京都立小児総合医療センター	1427		4	4	8	1	5				2	2
神奈川県立こども医療センター	240	1	7		8	1		6			1	7
静岡県立こども病院	1064	2	1	7	10	1	1	8				4
名古屋大学医学部附属病院	761		2		2	2						2
三重大学医学部附属病院	578	2	8	3	13	7	4	2				5
京都大学医学部附属病院	1435	1	3	1	5	3			2			2
京都府立医科大学附属病院	469	2	1	1	4				1		3	1
大阪市立総合医療センター	195	3	1	3	7	2	2				3	3
兵庫県立こども病院	1066	2	2	2	6		1	3			2	3
広島大学病院	201	3	1	4	8	4		4				5
九州大学病院	375	2		1	3	3						2
合計		26	36	33	95	29	14	37	4	0	11	54
						80			15			

2021年秋提出：小児がん拠点病院現況報告書より作成

小児がん中央機関が実施する相談支援事業

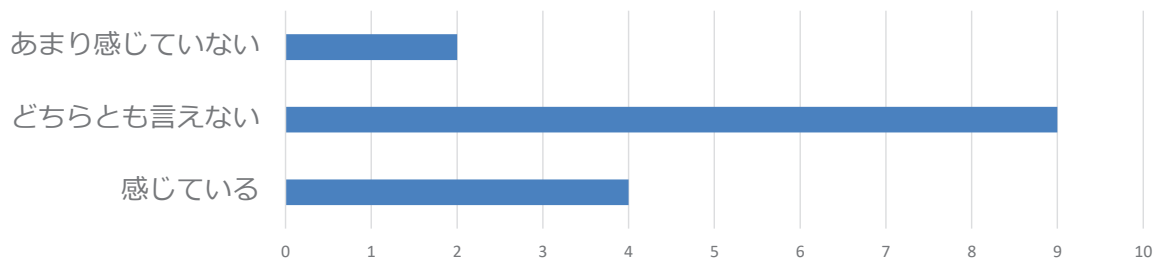
事業名	対象等	人数
小児がん相談員専門研修	小児がん拠点病院・小児がん連携病院において相談支援に携わる者	定員 100名
小児がん拠点病院相談員継続研修	小児がん拠点病院において相談支援に携わる者（専門研修の受講を終えている者）	30名程度
小児がん拠点病院ブロック企画研修	小児がん拠点病院の相談支援センターで研修等の運営に携わる者	25名程度
小児がん相談員研修検討委員会 （年3回）	上記3つの研修の検討を委員で行う	8名
小児がん拠点病院連絡協議会相談支援部会 （年2回）	小児がん拠点病院の相談支援センター所属の相談員	25名程度

上記事業の実施に携わる相談員はSW1名で、
小児がん拠点病院の相談支援センター業務と兼務

2015年～2022年小児がん相談員専門研修 受講者数：510名

ブロック	小児がん相談員専門研修受講者数 内訳							
	拠点病院			連携病院			その他施設	
	病院名	受講者数	ブロック毎 拠点病院 受講者数	施設数	受講 施設数	受講者 数	施設数	受講 者数
北海道	北海道大学病院	7	7	15	6	9	1	0
東北	東北大学病院	19	19	9	6	18	0	0
関東甲信越	埼玉県立小児医療センター	10	60	41	39	128	3	11
	国立成育医療研究センター	15						
	東京都立小児総合医療センター	20						
	神奈川県立こども医療センター	15						
東海・北陸	静岡県立こども病院	23	44	17	14	34	4	0
	名古屋大学附属病院	8						
	三重大学医学部附属病院	13						
近畿	京都府立医科大学附属病院	2	33	32	22	55	2	3
	京都大学医学部附属病院	5						
	大阪市立総合医療センター	15						
	兵庫県立こども病院	11						
中国・四国	広島大学病院	9	9	16	13	38	1	0
九州・沖縄	九州大学病院	9	9	14	11	29	5	4
合計		181	181	144	111	311	16	18

小児がん拠点病院と連携病院は、現在連携が取れていると感じていますか



【感じている】

- ・ ブロック内でのメーリングリストを活用し、情報共有を図っている
- ・ 連携病院と相談部会や学習会等で情報共有をしている。また、困り事などがあれば、適宜電話やメールで連携を取っている

【どちらとも言えない】

- ・ 連携病院とやり取りする機会が少ない
- ・ 拠点病院として連携病院の相談支援状況が十分把握できていない
- ・ 連携病院の中で施設による温度差がある

【あまり感じていない】

- ・ 相談員と電話連絡など時々行うが、同じ熱量を感じない（他の業務が多くて手が回らない印象がある）、小児がん担当の相談員はいないことが多く情報をどこで共有すればよいかわかる。小児科病棟だけで完結しており相談員が介入していない施設もある

第16回小児がん拠点病院連絡協議会相談支援部会（事前アンケート結果）より

相談支援体制の問題点

■ 小児がん拠点病院および中央機関における相談支援担当者のマンパワー不足

- ・ 拠点病院における小児がん相談員専門研修の受講者は181名となったが（相談支援センターに勤務している受講者数54名）、多くの拠点病院では実質1名で担当している現状がある。
- ・ 小児がん中央機関における相談支援事業についても、実質1名で担当している。

■ 小児がん連携病院における相談支援の連携体制整備

- ・ 連携病院における小児がん相談員専門研修の受講者は300名を超え、受講者のいない施設数は減少傾向にあるが、受講者の相談支援業務への配置状況については、必ずしも適正に行われていない可能性がある。
- ・ 連携病院では、相談件数自体が少ない傾向にあり、施設間格差も大きい。
- ・ 連携病院の差別化によって、類型1Aでは相談支援の窓口設置を必須要件とするなど施設内での相談支援体制の整備を図り、類型1B、2、3では拠点病院／類型1Aとの連携を充実させるなどの方策が必要と考える。
- ・ 小児がん患者および家族、小児科医自身のがん相談支援センターに対する認知度が十分とはいえず、啓発していく必要がある。